

豊島区公共工事の中間前金払取扱要綱

平成 21 年 1 月 20 日

総務部長決定

改正 平成 24 年 11 月 15 日

改正 平成 29 年 1 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）第 50 条第 1 項に規定する土木工事、建設工事及び設備工事（以下「建設工事等」という。）について、豊島区公共工事の前金払取扱要綱（昭和 49 年 4 月 1 日 区長決裁）による前金払に追加して、規則第 50 条の 2 により行う中間前金払（以下「中間前金払」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の割合)

第 2 条 中間前金払の割合は、建設工事等に係る契約金額の 2 割を超えない範囲内とする。ただし、中間前金払の最高限度額は、1 件の契約につき 1 億円とする。

(中間前金払の対象となる工事)

第 3 条 中間前金払の対象となる建設工事等は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の制限)

第 4 条 前条の規定により中間前金払の対象とされる建設工事等であっても、規則第 51 条の規定により部分払を行うものについては、中間前金払を行わない。

2 前項に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前金払の全部または一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払にかかる認定)

第6条 第3条に掲げる要件を満たしていることの認定の請求は、別記第1号様式及び第2号様式による。

2 前項の請求があったときは、工事主管課長（豊島区工事施行規程（昭和62年3月31日訓令甲第8号）第4条第1項に規定する「工事主管課長」をいう。）は、直ちに調査を行い、要件を満たしていると認めるときは、認定調書（第3号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付するものとする。

(中間前金払の請求手続)

第7条 中間前金払の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させたうえで行わせるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない中間前金払に関する事務については、「豊島区公共工事の前金払取扱要綱」の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成29年4月1日以降に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以降の締結に係るものとする。）について適用し、平成29年3月31日以前に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以前の締結に係るものとする。）については、従前の規定により処理するものとする。

第1号様式（第4条関係）

認 定 請 求 書

年 月 日

豊 島 区 長

所 在 地
商号又は名称
氏 名

印

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

契 約 番 号	豊総契第 号
工 事 件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	

※別紙履行報告書を添付すること

工 事 履 行 報 告 書

工 事 件 名			
契 約 番 号	豊総契第 号		
契 約 日	平成 年 月 日		
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
工 事 の 履 行 状 況			
月 別	予 定 工 程 % () は 工 程 変 更 後	実 施 工 程 % () は 工 程 変 更 後	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

認 定 調 書

契 約 番 号	豊総契第 号
工 事 件 名	
履 行 場 所	
契約の相手方	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	

上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払を
することができる要件を満たしていることを認定します。

年 月 日

豊島区 部 課長

印